

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県行政不服審査法関係手数料条例（埼玉県条例第六十五号）（文書課）

一 趣旨

行政不服審査法の全部改正に伴い、埼玉県行政不服審査会に提出された書面の写し等の交付について、手数料を徴収すること等とするための条例を制定する。

二 内容

(一) 手数料の納付

審査会等に提出された書面の写し等の交付を受ける審査請求人等は、手数料を納めなければならない。

(二) 手数料の額

複写したものと及び電磁的記録を出力したもの

用紙（A列三番又はA列四番）一枚につき 白黒十円 カラー二十円

(三) 手数料の減免等

審査会等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、手数料の減免をすることができる。

三 施行期日

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日